

# キャッシュカード規定

## 1 (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。)について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合
- (2) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

## 2 (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座について、カードによる預入れがあった場合には、「ご利用明細票」を「現金自動預金機専用通帳」に綴り込んで保管してください。

## 3 (預金機による振替)

- (1) 預金機を使用して振替をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って預金機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力したうえ預入れの通帳またはカードを挿入してください。この場合、払戻口座の通帳および預金払戻(兼当座貸越)請求書(以下「払戻請求書」といいます。)および預入口座の入金票の提出の必要はありません。
- (2) 預金機による振替の取消を必要とする場合には、窓口営業時間内に、振替操作を行った預金機設置店の窓口に出してください。この場合、預入口座名義人の承諾が必要となります。
- (3) 振替により預入れることができる預金は、当金庫所定の預入条件によるものとします。
- (4) 預金機による振替は1円単位とし、1回あたりの振替金額は、当金庫が定めた範囲内とします。

## 4 (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が預金者ご本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を越えるときは、その払戻しはできません。

#### 5 (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

#### 6 (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

#### 7 (代理人による預金の預入れ・払戻し・振込および振替)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻し・振込および振替の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

## 8 (預金機・払戻機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入と本人確認書類の提示を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

## 9 (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預入機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

## 10 (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても前記と同様の方法により確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

## 11 (偽造カード等による払戻し等)

- (1) 当金庫が個人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ、無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

- (2) 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、前条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうへは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。

## 12 (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各項のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
  - ② 当金庫の調査に対し、本人から十分な説明が行われていること
  - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ、無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ、無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
    - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
    - C. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
- (5) 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、第10条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうえは、当金庫および支払提携先は責任を負いません。

### 1 3 (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
- (2) 暗証番号は、第1項によるほか、当金庫所定の自動機を使用して変更することができます。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第1項による届出の必要はありません。

### 1 4 (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 15 (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 16 (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第17条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用される恐れがあると当金庫が判断した場合

#### 17 (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 18 (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

#### 19 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

## ICキャッシュカード特約

### 1 (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、ICキャッシュカードとしての機能その他当金庫所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当金庫キャッシュカード規定(以下、「カード規定」といいます。)の一部を構成し、この特約で定める事項はカード規定で定める事項と一体として適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項はカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカード規定の定義に従います。

### 2 (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預入払出兼用機、自動振込機その他の端末(以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。))を利用する場合に提供されます。

### 3 (ICキャッシュカードの利用)

カード規定第1条に定める預入提携先・支払提携先・振込提携先のうち、一部の預入提携先・支払提携先・振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができない現金自動預入払出兼用機、自動振込機その他の端末を設置している場合があります。この場合、当該現金自動預入払出兼用機、自動振込機その他の端末ではカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードとしての機能は利用できません。

### 4 (一日あたりの払戻金額)

当金庫は、当金庫および払出提携先の現金自動預入払出兼用機、自動振込機その他の端末を利用した預金払戻しにおける1日当たりの払戻限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

### 5 (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

### 6 (ICチップ読取不能時の取り扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当金庫所定の手続きに従って、すみやかに当金庫にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

### 7 (手数料)

- (1) 新規発行、再発行で、ICキャッシュカードを発行する際には、当金庫所定の手数料(以下、「手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 当金庫は、手数料を前記のICキャッシュカード発行対象口座から、払戻請求書および通帳の提出なしに、当金庫所定の日引落としてできるものとします。

### 8 (その他)

- (1) ICキャッシュカードの商品内容、手数料などについて、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することがあります。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

# 生体認証特約

## 1 (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行する I C キャッシュカードのうち、生体認証機能が付加された I C キャッシュカード(以下、「生体認証 I C カード」といいます。)を利用する場合、この特約を適用します。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定(以下、「カード規定」といいます。)および I C キャッシュカード特約の一部を構成し、この特約で定める事項はカード規定および I C キャッシュカード特約で定める事項と一体として適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項はカード規定および I C キャッシュカード特約により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカード規定および I C キャッシュカード特約の定義に従います。

## 2 (生体認証の利用範囲)

- (1) この特約において生体認証とは、本人の指静脈情報(以下、「生体情報」といいます。)を生体認証 I C カードにあらかじめ登録し、当金庫所定の取引(以下、「生体認証対象取引」といいます。)を行う際に、本人の生体情報と生体認証 I C カードの生体情報を照合することにより本人認証を行う方式をいいます。なお、生体情報は、I C チップ内にのみに保管し当金庫はデータを保有しません。
- (2) 生体認証を行うことができる預金機、支払機、振込機その他の機器(以下、「生体認証対応自動機」といいます。)は当金庫が定めるものとします。

## 3 (生体情報の登録)

- (1) 生体認証は、当金庫本支店の窓口にて当金庫所定の方法で I C キャッシュカードに生体情報を登録(以下、「生体情報登録済 I C カード」といいます。)したときから利用可能となります。
- (2) 生体認証 I C カードの再発行を受けた場合も、あらためて生体情報の登録が必要となります。また、代理人の生体認証 I C カードで生体認証を利用する場合には代理人の生体情報の登録が必要となります。
- (3) 生体認証の登録にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には生体認証 I C カードの利用をお断りすることがあります。

## 4 (生体認証の実施)

- (1) 生体認証 I C カードを用いて、生体認証対応自動機により生体認証対象取引を行う場合、当金庫は、生体認証対応自動機の操作の際に使用された生体認証 I C カードが、当金庫が本人に交付した生体認証 I C カードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することに加えて、入力された生体情報が生体認証 I C カードに記録された生体情報と一致することを当金庫所定の方法により確認いたします。
- (2) 本人および代理人は、生体認証対応自動機の故障等により生体認証を行うことができない場合には当金庫所定の他の認証方式を用いるものとします。

## 5 (生体情報データの変更・削除)

- (1) 登録された生体情報の変更を行う場合は、書面その他当金庫所定の方法によって当金庫本支店の窓口へ届出てください。当金庫は、当金庫の所定の手続きにより、生体情報登録済 I C カードの提出を受け、登録された生体情報の変更を行います。
- (2) 当金庫が本人の求めに応じて生体認証 I C カードの再発行に応じた場合、再発行を受けた生体認証 I C カードには、再発行前のカードに登録された生体情報は引き継がれません。生体認証 I C カードとして利用するためには、あらためて生体情報の登録をして

ください。

- (3) 登録された生体情報の削除を行う場合は、書面その他当金庫所定の方法によって当金庫本支店の窓口に出してください。当金庫は、当金庫所定の手続きによってICキャッシュカードを再発行し、再発行前の生体認証ICカードを廃棄することとします。
- (4) 利用できなくなった生体情報登録済ICカードは、預金者本人の責任においてICチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

#### 6 (代理人による生体情報登録)

- (1) 代理人ICキャッシュカードの発行を受けた代理人は、本人の同意を得て当該カードに当該代理人の生体情報を登録することができます。
- (2) 代理人による生体情報登録済ICカードの代理人カードの使用等についても、この特約を適用します。

#### 7 (個人情報等)

本人および代理人は、当金庫が生体認証対応自動機による生体認証対象取引において生体認証を行う目的で、生体認証ICカードに生体情報を記録・保管することに同意します。

以上  
(2020.04.01改定)

# 敦賀信用金庫

## 重大な過失または過失となりうる場合

### 1. お客様の重大な過失となりうる場合

お客様の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) お客様が他人に暗証を知らせた場合
- (2) お客様が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) お客様が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) お客様に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

### 2. お客様の過失となりうる場合

お客様の過失となりうる場合の事例は以下のとおりです。

#### (1) 次の①または②に該当する場合

- ① 当金庫から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類など(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

#### (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

##### ① 暗証番号の管理

ア. 当金庫から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合

イ. 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合

##### ② キャッシュカードの管理

ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた

イ. 酔っ払いなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

#### (3) その他上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合